

Title	野間繁著 無産者救護制度体系
Sub Title	
Author	小島, 栄次
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.1 (1935. 1) ,p.107- 110
JaLC DOI	10.14991/001.19350101-0107
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350101-0107">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350101-0107</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るべきものと信ずる。かくの如き觀點からすれば、現時の經濟的傾向は新らしい戦争への前夜であつて、國際主義への何等の徴候をも示してゐないものといはねばならぬ。著者は、この帝國主義の進展、新戦争への展望については何等いふところがなく、直ちに新國際主義をこの傾向の中に見やうとするのは、少くとも無理であらうと思ふ。しかしながら、著者はインタアナシヨナリズムにおいて、資本主義的なものと、社會主義的なものとを對立せしめ、——これは筆者もかつて「國民主義と國際主義」の中で試みた——その發展崩壞の過程を手ぎはよく追究したことは、吾々に一讀の價値を認めしめるものであり、國民主義・國際主義の研究者にとつては、一の良參考書としてその書棚に加ふべきものであると信ずる。(定價一弗七十五仙)

一九三四・一二・一八稿

## 野間繁著「無産者救護制度體系」

小島 榮次

「法の前には萬人平等なり」と云ふことは理論上では眞實である。萬人悉くその出生に依つて私權を享有し、身分の高低・財産の多寡・年齢の長幼等に依つて増減差等はない。然し乍ら實際上果してこの通りであるかといふに、決して然らざることとは周知の事實である。主として訴訟上の費用を負擔する能力の排除の爲めに、無産階級が法文上に明記された權利を實際に享受出来ぬ状態にあることは、現在いづれの資本主義國に於いても大體同様である。これに對して所謂訴訟救護或は法律扶助の事業が行はれて居るが、それが各國に於いて如何なる程度に實施され如何なる効果を擧げて居るか、又その將來はどうかといふことは、單に社會事業に關心を有する者のみならず社會問題に注目する一般人士の齊しく興味を有するところであらう。こゝに紹介する野間判事の著書「無産者救護制度體系」は、筆者の知る限り本邦に於いてこの方面の最初の體系的研究を提供するものである。

著者は現在東京地方裁判所判事の職に在り、昭和八年夏司法研究員として調査研究を命ぜられた結果、「無産者救護の社會的法律的考察」と題する報告を作製した。これは一二二頁に達する厯大なる報告書で、本書はその抜抄であるがしかも猶菊判八二〇頁の大冊である。著者は本書の主要部分を大體に於いて(一)訴訟外に於ける無産者

救護(八〇—四〇六頁)と(二)訴訟上に於ける無産者救護(四〇六—八〇六頁)の二部に分け、前半に於いては、一般救護・特別救護・醫療保護・經濟的保護・社會教化・母子保護・不具者保護・司法保護・老人保護・社會施設の諸機關・その經營・等を主として取扱ひ、後半に於いては、先づ訴訟上の費用を論じ、次に訴訟救護法・官公設代理辯護制度・時間外裁判所・寡額裁判所・家事裁判所・労働裁判所等の訴訟上の救護制度を論じ、最後に法律扶助事業に依る救護を詳論して居る。但し著者に従へばこれ等はすべて事後的救護であつて、諸種の事前的救護に對しては、本書冒頭の約四〇頁が費されて居る。著者の所謂「無産者救護制度体系」とは、社會政策及び社會事業の兩者を包含するのみでなく、更にこの以外の諸種社會的活動を含むものである。「現在社會組織の基礎を認容し乍ら之に對し其の缺陷病弊の矯正治癒を行はむとするものに依り社會問題を解決せむとするに當りては事前的方策と事後的方策との二種あり。事前的方策には私力的のものあり公力的のものあり。私力的のものは自力に依るもの及自他協力に依るものを含む。自力に依るものには第一次的手段として産業的のもの(労働組合運動)政治的のもの(政黨運動)經濟的のもの(共済組合運動)あり、第二次的手段として工場委員會經營委員會に依る經營参加あり。他力に依るものは傭主の労働條件の改善、住宅供給等の福利事業あり、自他協力に依るものは労働協約あり。公力的のものは自治團體に依るものあり、國家に依るものあり、社會政策を其の最たるものとなす。而して訴訟上及訴訟外に於ける救護は事後的方策に屬す。」(四四頁) 訴訟上及訴訟外に於ける救護の主なる態様は前記の如くであるが、これには「恤救保護事業に依る救護あり、社會法に依る救護あり、家産法に依る救護あり、民法民事訴訟法其の他の法令による救護あり、法律扶助事業に依る救護あり。恤救保護事業に依る救護中には救護(救貧)施設に依る救護、社會施設に依る救護あり、而して社會施設に依る救護には社會政策的施設に依るもの社會事業的施設に依るもの」がある。

(八一頁)「これが即ち著者の所謂「體系」である。然し著者はこの體系に對して別に學的重要性を附與するものではない。本書は「内外の救護制度を比照考覈し彼此批判し其の第一段に於て訴訟外に於ける無産者救護の施設を概観し其の第二段に於て訴訟上に於ける無産者救護の施設を究め兩者相呼應し初めて無産者救護の實を擧ぐるに至るべきを論じたり。其の掲げたる項目は從來の社會事業、社會政策固有のもの以外相當廣範圍に亘り苟も無産者救護的色彩を有するものを網羅したるが如きも、訴訟外の救護に關するものは一面司法實務家として訴訟上の救護に専ら力を注ぐ爲の前提となしたると共に彼此聯絡提携の必要上究むべき事項と思料し而もこれを内容に包攝せしめたる類實一も存せざるを以て其の不便を補はむが爲他面訴訟上の救護施設の地位を示さむが爲に物したるに過ぎず、之を以て社會事業乃至社會政策學者の領域を侵さむとなしたるものにあらざるは論を俟たず。」(八〇七頁)と著者自身ことわつて居る。従つて著者が主として力を注いだのは、後半訴訟上の救護を論ずる四〇〇頁程であつて、前半は取扱はれて居る項目の割合に頁數も少く、内容もともすれば年鑑程度の知識しか與へぬ場合が多い。例へば社會施設の機關・經營を論ずる個所の如き、殊にその感が甚しいと思はれる。然し本書の性質上、この前半の部分に於いても社會事業及び社會政策關係の法律を内外に亘つて網羅し盡くして居るやうであり、この點吾々の見地から頗る大なる價值を有する。即ち本書の價值は、第一に冒頭に述べたやうに訴訟救護及び法律扶助事業の本邦に於ける最初の體系的研究である點と、第二に社會事業及び社會政策關係の諸法律への手引として役立つ點とに認められる。勿論吾々として不満も少くはない。例へば社會政策及び社會事業の夫々の意義・その相互の關係等に關する考究の不足の如き、或は又名稱年號等に就いて誤植或は誤記の散見するが如き(例へば六頁にアダム・スミスの國富論出版を二七七二年とし、三〇二頁にマハヤナ學園をマハナヤ學園と記すが如き)或は又法律の説明が簡に過ぐる憾みがある。

屢、あるが如き、すべて不満と言へば云へる。然しこれ等の不満は、前記の如きこの書の價值に比して小さいものである。

最後に、この書を手にして吾々の念頭に浮ぶ希望を述べさせて貰へば、本書が社會事業關係の法律を網羅して居ることから、社會事業の研究に關心を有するものは、次の如き希望を抱くのである。即ちこの書の著者の如き人が、社會事業に關する應用科學としての應用法律學を、編み出して呉れたらよいと思ふのである。吾々は一個の技術としての社會事業知識を絶えず欲求して居る。然しそれを得るが爲めには、多種の科學の成果を利用せねばならず、しかもそれを十分になし遂げることは殆ど不可能である。だからさし當つて吾々として痛切に必要とするものは、社會事業に關する諸種の應用科學である。法律學・社會學・心理學・經濟學その他の應用科學が社會事業に對して成立するならば、十分な社會事業知識の形成は或は可能になるかも知れない。社會事業の眞實の進歩は實にその時まで不可能なのである。そこでこの著者の如き法律にも無産者の生活事情にも十分な知識を備へた人が、社會事業に關係ある法律を説明し、過去現在未來に亘つて社會事業と法律との間に存在する關係を闡明して呉れることが最も望ましいのである。(昭和九年十月、章華社版、菊判八二〇頁、四圓八十錢、昭和九年十二月廿三日記)

## ハミルトン教授の「西班牙に於ける價格革命」

高 村 象 平

西班牙經濟史に關する外國語文献(西班牙語以外の)若干を私は本誌一昨年九月號に擧げたが、その後その存在を知るを得たものは次の如くである。

- J. Bernays: Zur inneren Entwicklung Castiliens unter Karl V, in: Deutsche Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, Bd. I.
- Julius Moritz Bonn: Spaniens Niedergang während der Preisrevolution des 16. Jahrhunderts. Stuttgart. 1896.
- E. Castelot: Coup d'oeil sur la littérature économique de l'Espagne au XVI<sup>e</sup> et XVII<sup>e</sup> siècles, in: Journal des Économistes, 5<sup>e</sup> Serie, XLV, pp. 189-203.
- Albert Girard: Le Chiffre de la population de l'Espagne dans les temps modernes, in: Revue d'Histoire Moderne, Nov.-Déc. 1928.; Jan.-Feb. 1929.
- Jules Gounon-Loubens: Essai sur l'administration de la Castille au XVI<sup>e</sup> siècle. Paris, 1860.
- Goury du Roslan: Essai sur l'histoire économique de l'Espagne, Paris. 1888.

ハミルトン教授の「西班牙に於ける價格革命」

111 (111)